## 令和2年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和2年9月15日 (火曜日)

### 議 事 日 程 (3)

# 令和2年9月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第53号 芦屋町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について 第2 議案第54号 地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定について 第3 議案第55号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について 第4 議案第56号 指定管理者の指定について 第5 議案第57号 ボートピア勝山における訴訟事件の和解について
  - 第6 議案第58号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の 処分について
  - 第7 議案第59号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)
  - 第8 議案第60号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
  - 第9 議案第61号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)
  - 第10 認定第1号 令和元年度芦屋町一般会計決算の認定について
  - 第11 認定第2号 令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決 算の認定について
  - 第12 認定第3号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
  - 第13 認定第4号 令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
  - 第14 認定第5号 令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
  - 第15 認定第6号 令和元年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
  - 第16 認定第7号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
  - 第17 認定第8号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
  - 第18 議案第62号 芦屋小学校プール改修工事(建築その3)請負契約の締結について
  - 第19 議案第63号 芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結について
  - 第20 議案第64号 柏原漁港機能保全工事(3号物揚場)請負契約の変更について
  - 第21 承認第10号 専決処分事項の承認について
  - 第22 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対

# し地方税財源の確保を求める意見書について

## 第23 議案第65号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子

5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男

9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理惠

# 説明のために出席した者の職氏名

波多野茂丸 副町長 町 長 中西新吾 教育長 三桝賢二 モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 藤永詩乃美 総務課長 松尾徳昭 企画政策課長 池上亮吉 芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳 財政課長 佐竹 功 都市整備課長 山下洋二 税務課長 村尾正一環境住宅課長 井上康治 住民課長 溝上竜平 福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 濵村昭敏 産業観光課長 浮田光二 学校教育課長 新開晴浩 生涯学習課長 本石美香 競艇事業局次長 藤崎隆好 企画課長 中野功明 事業課長 木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 3名

# 午前 10 時 00 分開会

# 〇議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

# 〇議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第53号から、日程第22、発議第2号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

# 〇総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告第12号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。 本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規 定により報告をいたします。

議案第53号、満場一致により原案可決。

議案第55号、満場一致により原案可決。

議案第57号、満場一致により原案可決。

議案第58号、満場一致により原案可決。

議案第59号、賛成多数により原案可決。

議案第61号、賛成多数により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第2号、賛成多数により認定。

認定第7号、満場一致により認定。

認定第8号、満場一致により認定。

議案第63号、満場一致により原案可決。

承認第10号、満場一致により承認。

発議第2号、満場一致により原案可決。

以上、報告を終わります。

## 〇議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

# 〇民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定いた しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第54号、満場一致、原案可決。

議案第56号、満場一致、原案可決。

議案第59号、満場一致、原案可決。

議案第60号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

議案第62号、満場一致、原案可決。

議案第64号、満場一致、原案可決。

承認第10号、満場一致、承認でございます。

以上で報告を終わります。

#### 〇議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打切ります。 次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第53号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

# 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第2、議案第54号の討論を許します。萩原議員。

## 〇議員 4番 萩原 洋子君

私は、議案第54号について賛成の立場で討論いたします。

平成29年の地方独立行政法人法の一部改正により、役員等が当該法人に対して負う損害賠償責任の規定が追加され、4月1日に施行されました。この法改正の趣旨は、役員の忠実義務に関する規定は一般社団・財団法人法や会社法には規定されていましたが、これまでの独立行政法人法には規定がなく、この改正で役員の忠実義務に関する規定を置くことになりました。この法律改正に伴い、役員等は忠実にその職務を遂行しなければならないこと、また、任務を怠り法人に損害を与えた場合は損害賠償責任の義務が生じることが規定されました。

ただし、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、一部免除されることになっていますが、その場合は町で条例を定めておかなければいけません。また、もしも損害賠償責任が生じた場合でも、芦屋中央病院独自の判断で行うことはできず、この免除措置を行う場合は、設立団体の長である町長の承認並びに議会の議決も必要となり、チェック機能も備えています。

さらに、最低責任限度額においても、既に制定済みの他の自治体と同様の基準となっており、 問題ないと考えます。委員会の説明では、役員には一般の方も含まれていることを聞き、このよ うな理由でこの議案に私は賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

## 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第3、議案第55号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第55号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

#### 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第4、議案第56号の討論を許します。中西議員。

#### 〇議員 2番 中西 智昭君

2番、中西です。議案第56号、指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、国民宿舎マリンテラスあしや指定管理者の募集を行った中で、今現在も収束しきれない コロナ禍の影響もあってか、岡山県の株式会社ホテルエクセル岡山1者のみの募集であったとの ことでした。

私の賛成理由といたしましては、現在2つのホテルを経営されている評価についても、利用者の口コミの総合評価4.2と高評価で、食には大変強い。インターネットによるPR、利用促進など、とても強いところがあるとお聞きしました。選定委員5名の評価も高く、経営・集客ともに見込めるのではないかと感じられました。

今回、起債も償還されたということで、負担も軽減され、運営がやりやすくなり、企業側から も黒字分の50%納入や赤字補塡の補償なしなど、勢いのある企業として評価させていただきま した。

以上で賛成討論を終わります。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

## 〇議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。議案第56号、指定管理者の指定について、意見を述べて賛成討論といたします。

この議案は、マリンテラスあしやの指定管理者をホテルエクセル岡山に指定するものであります。私は、公の施設に指定管理者制度を導入することに当初から反対でしたが、芦屋町で唯一の宿泊施設を運営するには、民間のノウハウを持った事業者でなければできないと考え、この間の国民宿舎の指定管理の指定に賛成をしてきました。

しかし、国民休暇村以降の事業者は常に問題を抱え、指定管理料の削減や休業補償等の交渉を し、最終的には損失の補塡を町からの繰入れにより対応しています。町からの繰入金の原資は町 民の税金であり、町民からの批判は免れません。今回の指定管理者納入金は無料であり、赤字が 出ても町への補塡は求めないとなっています。

コロナ禍の下で宿泊施設の経営は前途多難なものもあると考えますが、町への補塡を求めない という協定書は必ず担保することを求めて、賛成討論といたします。

#### 〇議長 横尾 武志君

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

# 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第5、議案第57号の討論を許します。妹川議員。

#### 〇議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。この訴訟事件の和解について賛成する立場から意見を述べさせてもらいます。 日頃より競艇場の売上げ向上に努力されていることに、事業局に対して皆さんに敬意を表した いと思います。また、長年の課題であったこの事件が、和解が成立したことの御苦労をねぎらい たいと思います。

思い起こせば、8年前の平成24年の9月議会で初めてボートピア勝山が芦屋町に無償譲渡されることを知らされました。京都郡みやこ町のボートピア勝山、場外舟券売場の設置会社A社と、24年6月28日に当該施設の無償譲渡契約を芦屋町と交わし、それを基に同年9月議会で突如として提案されたことが発端であったと思います。私は、次の疑問点が未解決であるとして、その議案に対して反対討論をいたしました。

まず、①ボートピア周辺の地権者及び地区住民対策が未解決のまま、先に無償譲渡契約を交わ している。そのため、地主及び周辺地区から異議申立ての文書が町長をはじめ全議員に届いてい ました。

②無償譲渡契約書を議会運営委員会で秘密会議にして開示していながら、他の議員には見せないという密室行政、密室議会の在り方に憤りを覚えたものです。今もって、その無償譲渡契約書は開示されていません。これでは目隠しをして道路を渡れと言うに等しく、正しい議論は不可能ではなかったかと。地主対策など未解決のまま補正予算を提案するなどナンセンスであると。また、町は契約書を見せず、かつ将来の財政見積りも明確に示さずして、賛成、反対の意思表示を求めるなど無責任であり、議会軽視も甚だしいという理由の下、私は本会議で反対討論いたしました。

しかし、議会は有無を言わせず、賛成、反対ありましたが、補正予算を可決したことから、平成24年10月3日付で町と全議員に、「土地の賃貸借を破棄する。」、「元の田んぼにする。」という内容の手紙が地主から送付されてきたことは記憶に新しいと思います。しかも同月1日付で、既に芦屋町は所有権移転の登記を行っていたことにより、ますます問題をこじらせた原因ではなかったでしょうか。地権者は自分たちの土地が芦屋町によって不法に占有し、駐車場としていたことから民事訴訟事件として訴えたのではないでしょうか。地主さんたちは、先祖代々引き継いできた農地、そして地主の尊厳を守ろうとしたのではないかと推測いたします。

私は、競艇事業の今後の進め方を今日まで見守ってきました。このボートピア勝山の無償譲渡 は利権が絡んでおり、また、疑惑に包まれているといううわさもあり、その当時、議案の賛否に 対する議会工作があったようです。議案に賛成すれば右翼団体などが街宣車を乗り回し、役場周 辺で騒ぐのではないかという緊張感に包まれた事象でもありました。数十人の、黒の背広の物々 しい傍聴者が押しかけたこともありました。我が家にも、3人の見知らぬ人が我が家に訪れ、こ の無償譲渡契約のいきさつや不当性などを明らかにしていただきました。その話が真実かどうか は別として、疑惑に満ちあふれた内容であった、そういうふうに感じております。

ボート事業局は、これらの利権等の圧力に屈することなく整然と取り組んできたと信じて、賛

成するものです。ギャンブル事業は利権の温床であるといつも言われていますが、今後、公正・ 中立の姿勢でボート事業に取り組んでいただきたい。そのように意見を述べて賛成いたします。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第57号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第6、議案第58号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第7、議案第59号の討論を許します。妹川議員。

#### 〇議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。令和2年度芦屋町一般会計補正予算に反対の立場から意見を述べます。

社会保障・税の一本化によるマイナンバー制度は、事務の合理化、国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度とのうたい文句でありますが、国庫補助金は全国規模で7,000億円を超えていると言われています。業務システムのデータを抽出するプログラムの作成を業者に委託する経費及び事務処理の経費であり、電算化システム業者、IT産業の利潤拡大に寄与するとも言われています。

今回の補正予算には社会保障・税番号制度システム整備業務委託775万円が計上されていま

すが、海外に移住するかもしれない町民に対して、住民基本台帳の住民コードとリンクするシステムを整備するもので、業務委託費として計上されています。実施時期は令和6年度から、今後追加予算が考えられると言われてますが、今現在、芦屋町ではマイナンバーカードの普及率は22%です。住民サービスという名の下ですが、どれほどの町民が海外移住されることでしょうか。

マイナンバー法は自治体に対し、法の趣旨を踏まえた必要な措置を取ることを求めていますが、 国が押しつけた制度によって、各自治体は国の施策のため従わなければならないことは十分承知 しています。国が国民1億3,000万人の全ての人々に番号をつけて識別する。また、各自治 体からの総費用額は約50%以上支出せざるを得ない状況になっています。芦屋町の町民が海外 に移住する、そのためになぜ775万円の予算を計上しなければならないのか。非常に不思議で たまりませんが、あらゆる手を使ってですね、国は22%、平均20%ですけど、少しでも交付 率を高めようとする、あらゆる手を使ってきているのではないか。そういう疑問が出てきます。 よって反対いたします。

# 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

## 〇議員 11番 川上 誠一君

議案第59号、令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について、意見を述べて賛成討論とします。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費775万5,000円は、社会保障・税番号制度システム整備業務委託であり、マイナンバーに関連するものです。説明では、これは国外転出者によるマイナンバーカードや公的個人認証の利用関係の改正であるとの説明でしたが、戸籍事務とマイナンバーを結びつける戸籍法改正、行政手続や業務に用いる情報をデジタルデータにし、オンライン化を原則とするデジタル手続法の制定などにより、戸籍をマイナンバーに結びつけるものです。戸籍関連情報というのは、配偶者はいるのか、誰が配偶者か、親子関係、婚姻の有無などセンシティブな身分情報をデータベース化して、マイナンバーで個人情報を引き出せるようにするものです。

私はマイナンバー制度そのものに当初から反対していますので、この部分の予算については認めることはできませんが、補正予算全体は、コロナ対策や学校教育、社会教育に必要な補正予算ですので、意見を述べて賛成いたします。

# 〇議長 横尾 武志君

信国議員。

## 〇議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。議案第59号について、賛成の立場で討論いたします。

今回、補正予算には幾つかの特筆すべき点があります。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症に関する予算で、その大半は子供たちなど弱者に対しての安心・安全を確保する上で必要な予算です。

2点目は、長らく途絶えていた芦屋釜を継承し、さらに発展させていくべき鋳物師の保護・育成に対する予算です。

3点目は、私たちの芦屋町が芦屋釜発祥の地でありながらも、保有することができなかった芦屋釜の購入予算です。皆さんも御承知のことと思いますが、国指定重要文化財茶の湯釜9点のうち8点を芦屋釜が占めています。しかしながら、その8点のうち、ほとんどは全国の著名な博物館等に所蔵されていることから、今後、芦屋釜の売買は極めて困難であるとされていました。その中において、個人所有されていた貴重な1点を今回、国の過疎債を活用して購入できる機会が訪れたことは、千載一遇のチャンスとも言えるでしょう。この貴重な芦屋釜を保有することで、町民の士気の高揚と、今後、観光の活性化を大いに図ることができるでしょう。今回のこの機会を逃せば、芦屋釜発祥の地である我が芦屋町が、国指定重要文化財の芦屋釜を保有できる機会は、この先皆無であると思われます。

以上により、賛成討論を終わります。

# 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。長島議員。

#### 〇議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。議案第59号、令和2年度芦屋町一般会計補正予算について、賛成の立場で 討論させていただきます。

重要文化財であるオンリーワンの芦屋釜の購入は、歴史や文化の継承、観光資源として釜の里 事業のさらなる充実や、芦屋鋳物師の技術継承にも重要な役割を担うものになると考えます。財 源についても過疎対策事業債を活用し、町の財政に対しても考慮されていることも評価に値しま す。

また、余談ですが、芦屋釜の図録の表紙を撮影させていただいた際に、芦屋釜の持つ緻密なあられ模様、その滑らかさや厳しい表情の鬼の鐶付の独特のオーラに圧倒され、心と手が震え、大変感動いたしました。それ以上の芦屋釜がこれから芦屋釜の里にて見られるのかと思うと、今から心躍っております。

以上です。

#### 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

## 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第8、議案第60号の討論を許します。川上議員。

# 〇議員 11番 川上 誠一君

議案第56号でも述べましたが、第60号についても意見を述べて賛成討論をいたします。

議案第60号、令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)、この補正予算は、指定管理者納入金の2,200万円の減額と一般会計からの繰入金2,800万円の増額であり、納得できるものではありませんが、マリンテラスで働く従業員の生活を困窮させるということはできないというふうに考えますので、賛成をいたします。

#### 〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

# 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第60号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第9、議案第61号の討論を許します。妹川議員。

### 〇議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算に反対の意見をして 反対いたします。

本年3月議会で、子供遊具設置の予算が含まれていると勘違いして反対討論を行い、誤解を招

いたことを改めておわびいたします。このたび、9月議会で正式に補正予算として計上されているので、改めて子供の教育、情操教育の視点から意見を述べさせていただきます。

西プラザ屋内に子供遊具設置の事業費3億8,000万円、内訳として、ボートレース振興会から、支援金として1億円相当の遊具等を譲り受けると。芦屋負担分として2億8,000万円となっています。ゼロ歳から12歳を対象にしており、年齢層ごとに3つのエリアに分けて子供遊具を設置するものです。今年度補正予算は8,400万円、来年度には1億9,600万円計上することになっているようです。

私は3月議会で、教育の視点から反対の立場で討論いたしました。高さ8.4メートル、10 メートルに及ぶドーム型大型遊具など様々な遊具をそろえることになり、子供たちにとって遊び に事欠かないものであることで、多くの方々が参加される、利用される方が多いとは思います。

この屋内に子供遊具を配置する目的は、芦屋競艇場の空きスペースを利用して、ボートレース場を、地域に開かれたボートレース場を目指して、来場促進を図るものというふうに説明を受けています。その競艇場施設の中に子供用の遊具を設置し、親子共々一緒に遊ばせる施設は全天候型施設であることから、子連れの保護者が多いかもしれません。

子供というのは、子供自身が潜在的に持つ豊かな感性・感情・記憶・想像力を学校教育・家庭教育・地域社会の中で潜在的に高められ、人として成長していくものです。ボート事業は、ギャンブル事業と言われている競艇場内に遊具を設置し、親子共々遊ばせる行為は、健全なる教育を受ける環境にあるのか。私は、子供が成長していく権利を阻害するものであり、子供の成長にとって悪影響を及ぼすと考えています。前のときも言いましたように、それよりも野外で遊べる公園やちびっ子広場、遊具、そういうものの整備を図るべきです。

芦屋町は、まだまだ自然豊かな町です。明るい未来に向かって進んでいける環境教育・教育環境づくりこそ、大人の責務ではないでしょうか。今回、新たに提案されたときに、町民の声や子育ての親やPTA役員、教員、教育長などの意見を求めたかということに対しては、そういうことはしていないというような回答でありました。残念です。広い空間の利用方法は、農協や漁協、商工会、ボランティア団体などとの連携を図って、朝市またリサイクル店などをね、誘致する方法があったのではないかと思っています。

私は3月議会で、子供遊具の問題点を私のニュースレターに報告しましたが、七、八人の方から電話、及び町行く人から声かけられました。内容は、子供遊具を競艇場内に設置し遊ばせることは、子供をギャンブル商法に洗脳させるようなものである。あるお年寄りは、「自分はいつも競艇場で遊ぶ。自分自身が言われるのはギャンブル症候群の一人かもしれないが、子供を競艇場内に入れてはいけない。ましてや遊具で遊ぶことは、子供教育にマイナスである。絶対に遊具を設置してはいけませんよ。」また、もう一人のおばあさんは、「自分は長年、競艇場内で働いてきた。」

今もう退職されている方ですけども、「子供を競艇場内に入れて遊ばせてはいけませんよ。」そういうようなですね、言葉もありました。もう、この議案は賛成多数で通っていくでしょうけれど、私は教育長や教育委員会、PTAの方々にですね、お聞きしたかったですけど、そのチャンスも失われました。残念でたまりません。

以上でもって反対討論といたします。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

## 〇議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。議案第61号についての、賛成の立場から討論させていただきます。

いろいろな考え方、思いはあると思いますけれども、まずは、モーターボート競走は競馬、競輪と同じ公営企業の一つであり、モーターボート競走法に基づいて運営されていて、ボートレース事業による収益金は芦屋町の大きな財源、収入源にもなっており、本当にボート事業局の努力に敬意を表するものであります。

平成21年度までの芦屋町外二カ町競艇施行組合から、22年度に町単独施行になって、もう10年ほどたちました。以後、平成22年から2,000万円、2億円、4億円、6億円、4億円と順次増額し、令和2年度は7億円を一般会計に繰り出しております。この繰り出し財源のおかげで、今のコロナ対策や教育・福祉をはじめ町民の様々な要望に応えられているのは、ボートレース事業の多大な貢献があるからだと認識すべきと私は思っています。

なお、いまだに、今発言がありましたけども、ギャンブル場と思っている方がまだたくさんおられるようですけれども、当時からですね、今のレース場を比較して見ていただきたいと思います。近年ではですね、競艇場の施設も昔と比べてきれいになったり、本当にさま変わりしていると思います。昨今、女性や家族が快適に過ごせる専用ルームを設けるなど、一種のレジャー施設へと進化してきています。

本議案は、モーヴィというキッズパークを場内に設けるための整備委託料 8,400万円、2か年で芦屋町の負担は 2 億 8,000万円でございますけれども、それだけの費用をかけて取り組んでいくことと説明を受けています。整備内容としては、寒さ、暑さ、雨が降る、こういった天気に左右されない競艇場内に、高さ 4.5メートルから 10メートルのボルダリングウォールや、8メートルのドーム型大型遊具を設置するものであり、体力低下ぎみの児童・生徒の体力の増進にもつながる魅力ある施設にするもので、本当にイメージチェンジを図ろうとしていると思っています。このモーヴィが完成すれば、近郊からの家族連れをはじめ来場者増加が大いに見込まれ、親しまれる施設として期待できると私は考えます。

よって本議案に賛成し、賛成討論とします。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第10、認定第1号の討論を許します。川上議員。

## 〇議員 11番 川上 誠一君

認定第1号、令和元年度芦屋町一般会計決算の認定について、反対討論をいたします。

令和元年度の決算を見ますと、学校教育の環境整備や農漁業の基盤整備、地域交通の拡充など、 住民生活向上のために町が努力されていることに対しては評価できるものです。しかしながら、 大きな問題点があります。

第1に、緊急性の少ない事業を国に言われるままに、トップランナーとして推進していく必要はないということです。政府は自治体戦略2040を策定し、地方自治体に従来の半分の職員で業務が成り立つスマート自治体への転換を呼びかけています。これは、自治体の住民サービスの質を向上させ、拡充させるものではなく、地方公務員の定数削減や行政事務の民間委託を一層推進するものです。

同様に、マイナンバーカードの推進のための予算が上げられていますが、マイナンバーカードの取得を無理に進めることには問題があります。政府も、カード普及が広がらないために、身分証明書にも使えるとか、医療機関の窓口で利用する、消費税増税対策の一環でキャッシュレス決済のポイント還元でカードを持っている人を優遇するとか、マイナポイント5,000円を付与するなど、なりふり構わず大幅な普及に突き進んでいます。それでも、芦屋町での普及率は直近で22%と普及していないのが現状です。国民の圧倒的多数はカードを必要と感じていません。

コロナ対策の現金10万円の一律給付のオンライン申請をめぐっても、各自治体の窓口には、 手続に必要なマイナンバーカードの暗証番号を忘れた人などが訪れて混雑が起きたほか、自治体 からのアクセスが集中し、断続的につながりにくい状態となりました。今必要なのは、マイナン バー利用にこだわり、給付の混乱と遅れを招いた失敗を反省し検証するとともに、マイナンバー に頼らないで、国民への給付などを早く実施できる仕組みをつくることです。多額の金をかけ整備をしたが、普段はほとんど使われず、必要なときには大混乱を招いている。国民が求めていないマイナンバー制度を無理に推進するのではなく、立ち止まって見直すことが必要です。

第2に、ジェンダー平等についてです。女性管理職の登用推進は令和2年度までに20%以上を掲げていますが、現時点でも14.3%にとどまっています。芦屋町の全職員の男女比は5対5であり、人数の割合からすると10人の女性の管理職を置くことが求められています。女性管理職の任用や育成が進まない背景には、管理職の職務、職責を含め働き方が改善されていないところにあります。男性職員の育休取得についても、十分に育児を担う状況になっていません。職場の理解が得られるようにするためにも、仕事の量を減らすための具体策、職員定数の在り方にこそ見直しが求められています。

第3に、介護保険広域連合に拠出金を出している介護保険の問題です。今年の3月24日付の読売新聞に、介護保険制度について主要自治体の首長の9割が、今後10年、現行のまま制度を維持するのは難しいと認識しているアンケート調査結果が報じられていました。その理由として、「人材や事業者の不足」74%が最多で、「保険料の上昇に住民が耐えられない」64%が続きました。「2040年に必要な介護サービスが受けられない介護難民が生じると思うか」は、「生じると思う」が63%、「介護保険制度が今後10年、現行のままで維持できるか」は90%が困難であると回答しています。多くの自治体の長は現在の介護保険制度の将来を危惧しているのです。介護を家族任せではなく社会全体で支えるとうたい、2000年にスタートした介護保険制度ですが、20年たった今、安心の介護保障どころか、国による度重なる制度改悪により、住民には大幅な負担増と給付削減が押しつけられています。介護を提供する事業者や働く人たちには、報酬削減で経営が成り立たないと悲鳴が上がっています。

さらに、現在のコロナ禍により混迷を深めています。介護保険の改悪をやめ、安心の介護保障を国の責任で行い、公費負担の割合を抜本的に大幅に増やすことを国に求めることを申し述べて、 反対討論といたします。

#### 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

# 〇議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。令和元年度芦屋町一般会計決算の認定について、反対を述べ討論といたします。

多くの事柄を予算に従って執行されておりますが、私はこの中で、何点か問題点があります。 例えば、芦屋港活性化推進費、遠賀保護司助成金の問題、芦屋砂像展事業補助金等がまだあるわけですが、一つに絞って意見を述べたいと思います。 芦屋町は、住民サービス、納税義務者の利便性という名目で、コンビニ交付システム導入を図りました。そのため、業務委託費など約2,000万円が経費として上がっています。単費、そして過疎債というふうに聞いています。これは国策ではあるかもしれませんが、これは各自治体独自でやられるものであるので、調べてもらったところ、福岡県60自治体のうち21自治体であり、町独自でやったということです。マイナンバーカードを使用したコンビニエンスストアでの所得税証明書とか住民票などを発行するものですね。令和2年1月から3月31日までの発行数は、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書、税証明書、合わせて3か月間で53件、そして4月1日から8月31日まで124件、合計177件です。納税者の利便性、住民サービス、何と2,00万円使って、このシステム、コンビニ交付システム導入のためにIT産業、様々なところに業務委託をしているわけですね。

私は2年ほど前、この提案をされたときに反対しました。そして、先進区というか、7~8年前にこの導入を図ったところのものをいろいろ調べた結果、1通当たり3,000円から5,000円かかると。これが本当に合理化かというようなことを書いてあるものを見たことがあるわけですけど。今2,000万円を、今177件ですけど、これ200件と換算してですね、200件で1件当たり、1通当たり10万円です。2,000件で1万円です。2万件で1,000円です。2万件が利用されることが、10年、15年たって2万件ぐらい利用されることが、どれぐらいあるだろうかと。ともかく今は1通当たり200件と換算して10万円です。こういうことを考えたときに、多くの自治体はこのコンビニ交付システム導入は問題があるというふうに感じられたんじゃないでしょうか。なぜ芦屋町はそういう先見の明がなく、これだけの公金・税金を使って取り組んだんだろうかと、非常に疑問に思います。

今後ですね、マイナンバーカードを使うことによって、国はあらゆる手を使って、交付率を高めるためになりふり構わず、今、川上さんが言われましたけど、推進していこうと考えていますが、国策であればそれに従わなければならないでしょうけど、このコンビニエンスストアの交付システムは、町独自であったんです。やらなくてもよかったんですよ。そういうことを考えたときにですね、非常に問題意識、もう少し公金の活用を真剣に考えていただきたいなと。

芦屋町に住んでよかったと思える行政を行っていく上で、教育・福祉・環境・観光の視点に立った、そして、住みよいまちづくりをしていただくために、次からはですね、そういうところを十分に考えて、予算を立てていただきたいなと思います。

この議案については反対せざるを得ません。

以上です。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

## 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

## 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。 次に日程第11、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

#### 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。 次に日程第12、認定第3号の討論を許します。川上議員。

#### 〇議員 11番 川上 誠一君

認定第3号、令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について反対討論を行います。 一昨年度から国保の都道府県単位化が実施され、福岡県と共同で実施する広域化になり、国保会計が一括で管理されるようになりました。県広域化は福岡県では当初3年間の激変緩和措置が約束されていましたが、令和元年度は補助率が下げられ、激減し納入されました。来年度も都道府県繰入金(2号分)の繰り出しは激減される状況です。国保の広域化は高すぎる国保税の問題を改善するどころか、国の進める一般会計からの繰り出しをなくすことになれば、今後さらに負担増と徴収強化が推進されることになります。さらに、医療費抑制政策や地域医療構想による病床削減が結びつけば、地域の医療基盤が崩れかねません。

令和元年の国保世帯は1,950世帯、そのうち123世帯が滞納し、短期証交付世帯は57件あります。ほかにも、役場での留置世帯も多数あります。滞納処分、差押えは、平成29年度で62世帯となっており、国保が高すぎて払いたくても払えないとの悲鳴が上がっています。サ

ラリーマンなどが加入する協会けんぽと比べると、約2倍近く国保のほうが高く、国保の加入世帯の生活を圧迫しています。

同時に、協会けんぽにはない人頭割ともいえる1人当たりの均等割額が平成30年に1,600円引き上げられ、3万1,100円となりました。ゼロ歳から18歳までの子供にも均等割額が課せられ、子供の人数が多い世帯ほど負担が重たくなる仕組みで、子育てに逆行しています。全国知事会や市長会でも、1兆円の国費投入により均等割の軽減を求めています。国庫負担を増やして国保税を引き下げるべきです。また、一般会計からの繰入れを増やして国保料を引き下げることは、自治体の判断で可能です。

新型コロナウイルスや消費税増税に苦しむ町民に、町が子供の均等割を無料にするなどの対策 を行うことを要望しまして、討論といたします。

# 〇議長 横尾 武志君

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[拳 手]

#### 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。 次に日程第13、認定第4号の討論を許します。川上議員。

#### 〇議員 11番 川上 誠一君

認定第4号、令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場から 討論いたします。

後期高齢者医療制度は、制度発足以来75歳以上という年齢で医療給付、健康診断などを別枠の医療保険に強制的に移行し、負担増と差別医療を押しつけるものです。2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に押されて低所得者の保険料を軽減する特例軽減を導入しましたが、政府はその特例軽減を2017年度から段階的に縮小し、2020年度には廃止されます。この12年間、年金制度改悪によって高齢者の受け取る年金は減っています。低収入、低所得者にとっては厳しい状況になります。年金の減った高齢者に激変緩和措置をなくし、保険料負担を重くすることこそ問題です。

芦屋町での普通徴収保険料の収納率は98.9%で、福岡県後期高齢者医療広域連合全体では保険料滞納者が毎年9,000人前後おられます。芦屋町においても5世帯に短期証が交付されています。さらに国は、医療費窓口負担を原則2割にすることを狙っていますが、所得の少ない高齢者は医療が受けられなくなってしまいます。これは絶対に認められません。

そもそも、医療にかかる機会が多い高齢者だけを別の保険制度に囲い込み、高い保険料と給付の抑制を押しつけるこの制度は廃止し、国の責任で必要な医療を平等に保障する老人医療制度に 戻すべきことを求めて、反対討論といたします。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[举 手]

#### 〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。 次に日程第14、認定第5号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

### 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。 次に日程第15、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

# 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。 次に日程第16、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。 次に日程第17、認定第8号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の 方の挙手をお願いします。

「挙 手〕

#### 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に日程第18、議案第62号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第19、議案第63号の討論を許します。本田議員。

## 〇議員 6番 本田 浩君

賛成の立場で討論させていただきます。

芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結ということで、今現在、いろいろな情報が隅々まで行き渡らないという問題点が、町内の中で発生しているのではないかなというふうに実感いたしております。特にここ最近、自治区の加入率も非常に低迷をいたしておりまして、今、自治区の加入率も50%少しというところにきております。

地域情報の中で唯一皆さんにお知らせする広報、これについては全ての世帯に戸別配達いたしますが、回覧板、これについては自治区の中に入っていない方には行かない。こういった状況の中で、この地域情報システムということで、一律に同じ情報が同じ時間帯に配信されるということについては、非常に、心臓から血液が出ていくというような、隅々まで情報が伝達されることが、今後、芦屋町の中で構築されていくというふうに伺っております。非常にすばらしいシステムだということを思っておりますので、そのことをもって賛成討論にいたします。

#### 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決すること に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

### 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第20、議案第64号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。 次に日程第21、承認第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、承認第10号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第10号は承認することに決定いたしました。 次に日程第22、発議第2号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、発議第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

「举 手〕

#### 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託 の申出があっています。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思います が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第23、議案第65号を議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

## 〇町長 波多野茂丸君

改めまして、皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第65号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)ですが、歳入歳出それぞれ2,900万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてインフルエンザ予防接種助成金事業を計上しております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

# 〇議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第23、議案65号についての質疑を許します。本田議員。

# 〇議員 6番 本田 浩君

ただいま提案のありました、新型コロナウイルス感染症対策としてインフルエンザ予防接種助成金事業ということで、非常に町民にとりましてもありがたい、まさにこれから秋から冬にかけてインフルエンザが蔓延してくるというふうにずっと言われ続けておりますので、ありがたい助成金になるかと思いますが、内容について少しお尋ねいたしたいと思います。

この金額で助成される町民の対象というのは、全町民になるのでしょうか。それとも、ある一 定の年齢とかというものの枠で決められた方々が対象になるものなのか。併せて、助成金として はお一人どのくらいのことを考えてあるのかということについて、お尋ねをいたします。

# 〇議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

## 〇健康・こども課長 濵村 昭敏君

お答えします。まず、対象者とその助成額ということでお答えしたいと思います。

まず、生後6か月から18歳までの子供たちにつき3,000円の助成。ただし、6か月から13歳未満の小児は2回接種するのが原則となっていますので、3,000円の2回、上限6,000円を助成したいと考えています。次に妊婦の方、3,000円の助成。次に65歳以上の方、この方々につきましては例年1,500円の自己負担で、残りを助成という形にしていましたが、今年度につきましては全額助成を行っていきたいと考えています。次に、町内の医療機関、薬局、幼稚園、保育所、学童クラブ、小・中学校、高齢者福祉施設、障害者福祉施設に勤務する人たちにも3,000円の助成を行っていきたいと考えております。

対象者と助成額については以上でございます。

## 〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。妹川議員。

# 〇議員 8番 妹川 征男君

今、町長のほうから説明があった、財政調整基金繰入金を増額するということですが、これは 今、国のほうもですね、新型コロナウイルス感染症、そしてインフルエンザ予防接種ということ で、国からですね、一応は芦屋町財政調整基金から繰入増額をするけれど、後日、国会審議が終 わってからか分かりませんが、後日、国のほうから交付金として出てくるものかどうか、あくま でも単費としてやるべきものなのか、それをお聞きしたいと思います。

# 〇議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

## 〇健康・こども課長 濵村 昭敏君

高齢者のインフルエンザの接種につきましては、国の定期予防接種に位置づけられてますので、 交付税措置がされるということになっています。それ以外につきましては、芦屋町の単費事業と いうことになります。

以上です。

# 〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第23、議案第65号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前 11 時 11 分休憩

.....

午前 11 時 49 分再開

# 〇議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第23、議案第65号については、民生文教常任委員会に審査を付託して おりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

## 〇民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告します。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について報告いたします。

本委員会に本日追加付託されました事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77 条の規定によって報告いたします。

議案第65号、満場一致、原案可決であります。

以上で報告を終わります。

# 〇議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

日程第23、議案第65号の討論を許します。萩原議員。

# 〇議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。議案第65号、令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場で討論いたします。

今回、スピード感を持って町がインフルエンザ予防接種助成金事業に補正予算を出したことは、町民が新型コロナとインフルエンザの同時感染による重症化の予防にもつながる施策になると考えます。これまで各自治体は、その財政状況を含め様々なコロナ対策を打ち出しています。今回、財政調整基金を充てるということですが、財政調整基金とは町の貯金です。この貴重な貯金を今回取り崩すという決断をされたことですが、町民は町長の、本当に、その政治手腕を見てるんだと思います。

今回の新型コロナ対策は3,000円の助成をするということです。各病院によって金額が違いますので、手出しは1,000円から2,000円程度になるかと思います。今までお金がないために予防接種を受けられなかった子供たちや、また、今回重症化しやすい高齢者、そして60歳以上の疾患のある方に対して全額助成という、本当に思い切った施策を考えられていると感じています。このような施策があれば、本当に困っている方々は安心して予防接種が受けられるのではないかと考えます。さらに、町内の医療機関、薬局、幼稚園等に勤務する方に対しての助成もあり、休みたくても休めなく、そして感染リスクの高い現場で働くエッセンシャルワーカーに対しての支援も講じており、評価できると考えています。

ただ、先ほどの委員会でも各議員からも意見が出ました。19歳から64歳までの方に対して 支援はありません。町民に対して差が出るのではないかという意見も多数出ました。そこで町の 回答としては、まず、国のワクチンの供給量の問題を出されました。あと、そのために重症化し やすい人をまず助成したいというお考え。とにかく一番困っている人を助けていきたいというお 話がありました。民生文教常任委員会に出された資料に対して、その助成事業の目的は、「新型コ ロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、季節性インフルエン ザの流行による医療機関の診療業務への影響を最小限に抑えるため、インフルエンザ予防接種費 用助成事業を行う。」となっております。その点について執行部に確認したところ、やはり、重症 化のリスクの高い方々が、感染により医療機関等に大きな影響を与える可能性があるため、この 事業を行うという説明がありました。

この事業を行うに当たり、19歳から64歳までの方々に対して、町のこの事業に対する趣旨を細やかに説明していただき、御理解いただけるような事業にしていただきたいと思い、今後このような支援策を積み重ねていくことで、コロナ禍で不安を抱える町民も、本当に芦屋に住んでよかった、芦屋町で本当に働いてよかったと、そういうふうに思ってもらえるのではないかと思います。

町長、今後もコロナ禍で困っている……

## 〇議長 横尾 武志君

萩原議員。討論ですからね、賛成か反対か。

## 〇議員 4番 萩原 洋子君

はい。すみません。

今後も町民への支援を期待して、賛成討論といたします。

## 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

## 〇議員 1番 内海 猛年君

議案第65号を賛成の立場で討論いたします。若干、萩原議員の賛成討論と重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今回の目的は、「新型コロナウイルス感染症として新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、季節インフルエンザの流行による医療機関の医療業務への影響を最小限に抑えるため、インフルエンザ予防接種費用助成事業を行う。」ということで、これに関連する予算が計上されております。私はこの議会で一般質問を行い、インフルエンザの流行がはやる中で新型コロナウイルスとどのように関わっていくかという一般質問を行いました。これを契機に、今回この予算を計上され、対象者としては生後6か月から13歳未満の小児については2回、13歳から18歳までの者については3,000円が1回、妊婦の方については3,000円が1回、65歳以上の高齢者については全額補助、一部60歳から65歳未満の方については、重症な疾患のある方については全額対象と。それから町内のいろんな医療機関、薬剤・薬局、それから幼稚園、保育園等に勤務される方についても補助をしますよという内容でございます。

先ほど萩原議員も言われましたように、19歳から64歳の方々について助成がございません。 先の生活支援分についても1万円の支給、19歳から64歳の方については勤務している収入が あるという理由の中で、助成が行われておりませんでした。今回、執行部の説明では、「特に重症 化のある方を優先します。」と、それから「ワクチンの数が全国で6,300万人だから、国民2 人に1人当たりの割合しかない。」というような御意見でございました。それと、多くの方々が一 斉に予防接種を受ければ、医療崩壊につながりかねないという、この3点の形の中から、19歳から64歳の方々の助成がちょっと行われておりません。ここは大変残念なとこなんですけども、それにかかわらずインフルエンザの流行を抑えること、そしてまた重症化を抑えるという意味合いでも大変有意義のある予算であると思っておりますので、これについて賛成をいたします。以上です。

# 〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

## 〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって議案第65号は、原案を可決することに決定いたしました。 以上で、討論及び採決を終わります。

# 〇議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和2年第3回芦屋町議会定例会を閉会いたします。 長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午後0時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員